

国立大学法人大阪大学研究費補助金取扱要項
第7条第1項の運用方針

1. 契約事務関係

(1) 予算責任者等

①予算責任者は、会計規程第12条第1項の規定にかかわらず、研究代表者（研究分担者を含む。）をもって充てるものとする。

②契約権限者は、契約規則第3条第2項の規定にかかわらず、会計実施規則第2条第1項に定める経理責任者をもって充てるものとする。ただし、本部事務機構においては、国際企画課長、研究推進課長、共創企画課長、博物館・適塾記念センター事務室長、契約課長、情報企画課長及び企画課長をもって充てるものとする。

③本部事務機構の経理責任者は、会計実施規則第2条第1項の規定にかかわらず、国際企画課長、研究推進課長、共創企画課長、博物館・適塾記念センター事務室長、資金管理課長、契約課長、情報企画課長及び企画課長をもって充てるものとする。

(2) 契約事務取扱要領の準用等

第3及び第7の規定にかかわらず、財務課における審査を要しないものとする。

(3) その他

仮払い包括契約については、当分の間行わないものとする。

2. その他

上記の取扱いのほかは、国立大学法人大阪大学会計規程等を準用するものとする。

(制 定 平16.09.30 阪大経主第8-12号)

(最終改正 令02.04.01 阪大財財第101号)